



墨田区国土強靱化地域計画

— 「強さ」と「しなやかさ」を兼ね備えた防災まちづくりに向けて —

令和8年3月修正

墨 田 区



もくじ

もくじ	1
第1章 計画策定の概要	2
1. 計画策定の趣旨・背景	2
2. 計画の位置づけ	3
3. 計画策定の進め方	3
第2章 計画策定の前提	4
1. 墨田区の地勢	4
2. 墨田区の人口・土地利用等	4
3. 墨田区の被害想定	5
第3章 強靱化を進める上での基本的考え方	6
1. 想定するリスク（対象とする災害）	6
2. 強靱化を進める上での目標	6
3. リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）	7
4. 強靱化を進める上での基本方針	8
第4章 脆弱性評価と強靱化の推進方針	9
1. 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限に図られる	10
2. 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる	20
3. 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する	28
4. 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する	30
5. 大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない	32
6. 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に最低限必要な電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワークなどを確保するとともに、これらの早期復旧を図る	34
7. 制御不能な二次災害を発生させない	38
8. 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する	44
第5章 強靱化の推進と進捗管理	48
1. 計画の推進	48
2. 計画の見直し	48



第1章 計画策定の概要

1. 計画策定の趣旨・背景

多くの人命が失われた東日本大震災から15年余りが経過しました。この間、国においては、東日本大震災の教訓を踏まえ、平成25(2013)年12月、大規模自然災害等に備えた強靱な国づくり・地域づくりを目指して、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」(以下「国土強靱化基本法」という。)を制定しています。また、国は、平成26(2014)年6月に「国土強靱化基本計画」(以下「国計画」という。)を策定(令和5(2023)年7月に変更)するとともに、さらに地域レベルの強靱化を進めるため、国の交付金・補助金(以下「交付金等」という。)について、国土強靱化地域計画策定を交付要件とする「要件化」や国土強靱化地域計画に明記された事業への「重点化」等を行うこととしています。

このような動きの中、東京都では、様々な自然災害から都民や首都機能を守るため、平成28(2016)年1月、「東京都国土強靱化地域計画」(以下「都計画」という。)を策定しました。また、「東京都国土強靱化地域計画年次事業一覧」を毎年度、取りまとめるなど、都計画の継続的な運用と更新が図られています。

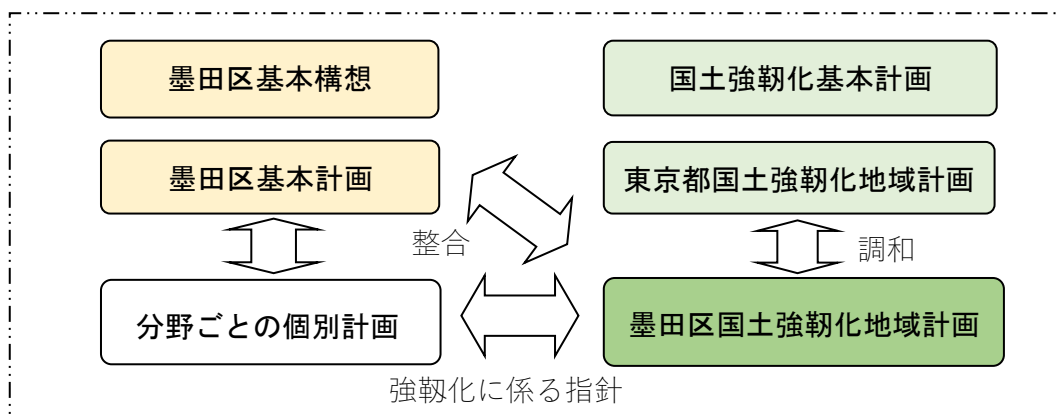
令和6(2024)年1月に発生した能登半島地震では、最大震度7を観測し、甚大な被害が発生しました。また、東京都が策定した「首都直下地震等による東京の被害想定」では、東京都での被害が最大となる都心南部直下地震の今後30年以内の発生確率が70%と予測されています。加えて、地球温暖化に伴う気候変動等により、突発的な豪雨や大規模な台風など風刺以外の危険性が増える中で、自然災害に対する区民の不安も高まっています。

こうした状況を踏まえ、本区においても、将来、発生することが見込まれる大規模自然災害時において区民の生命及び生活を守るとともに、被害の軽減を図り、最悪の事態を回避する災害に強いまちづくりを進めていくことが求められています。

そこで、大規模自然災害が起こっても機能不全に陥らない、「強さ」と「しなやかさ」を兼ね備えた防災まちづくりについて、国の交付金等の特定財源を確実に確保しつつ、さらに効果的かつ着実に推進していくため、「墨田区国土強靱化地域計画」(以下「本計画」という。)を策定することとします。

2. 計画の位置づけ

本計画は、国土強靱化基本法第13条に基づき策定するものであり、本区の国土強靱化に関わる施策を総合的かつ計画的に推進するための指針となる計画とします。また、本計画は、国計画や都計画と調和を図るとともに、本区における強靱化に関し、「墨田区基本計画」との整合を図りながら、「墨田区地域防災計画」をはじめとする個別計画の指針として定めることとします。



3. 計画策定の進め方

本計画は、計画策定の前提として、本区の地勢等を確認した上で、「国土強靱化地域計画策定ガイドライン(第7版)」に基づき、以下の手順により、本区において強靱化を進める上での目標やリスクシナリオの設定、脆弱性評価、さらには強靱化のための推進方針の検討を行うこととします。

◇ STEP 1 目標の設定（強靱化する上での目標の明確化）

国や東京都の目標を参考に、基本目標及び事前に備えるべき目標を設定します。

◇ STEP 2 リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）の設定

STEP1 同様に、国や東京都を参考にリスクシナリオを設定します。

◇ STEP 3 脆弱性の評価（分析、課題の抽出）

リスクシナリオを回避するため最悪の事態に対する脆弱性を分析し課題を抽出します。

◇ STEP 4 強靱化のための推進方針（対応方策）

脆弱性の評価結果をもとに、必要な取組むべき施策の検討をします。

第2章 計画策定の前提

1. 墨田区の地勢

墨田区は、東京都東部のいわゆる江東デルタ地帯に位置し、隅田川・荒川はもとより、6つの内部河川（旧中川・旧綾瀬川・北十間川・横十間川・竪川・大横川）を有するなど、その周囲の多くを水辺に囲まれています。また、区域の面積は13.77 km²で、東西の長さは4.77km、南北の長さは6.12kmと、南北にやや長い形をしています。



写真 墨田区北部上空から望む市街地と荒川・隅田川

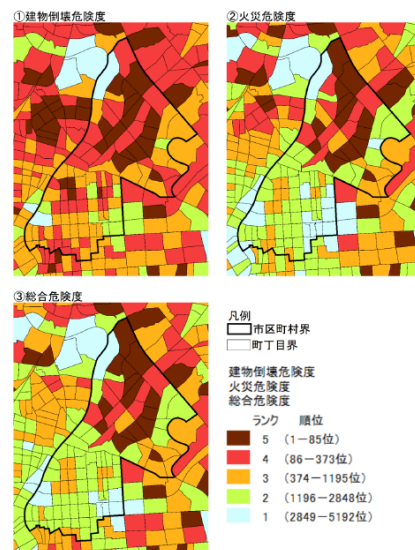
本区の地表部を構成する地質は、すべて砂と粘土まじりの沖積層からなっています。地形的には、最高地点・A P（荒川水系の基本水準）プラス4 m（吾妻橋一丁目隅田公園付近）、最低地点・A P マイナス1.2m（立花六丁目旧中川沿い付近）の平坦な低地で南西部から北東部にかけてゆるやかに傾斜しています。また、区の広い範囲が、いわゆるゼロメートル地帯となっています。

2. 墨田区の人口・土地利用等

令和8年3月現在の人口は、288,718人となっています。また、人口密度は、20,967人/km²と、区部平均15,840人/km²と比較し、高い数値になっています。

令和3（2021）年の区全体の土地利用をみると、宅地（公共用地・商業用地・住宅用地・工業用地）が約56%を占めています。また、そのうち、住宅系の面積は、395.9haで、宅地面積の51.7%（区全体の28.9%）を占めています。23区全体の値と比べると、商業用地・工業用地の土地利用の割合が高いことが本区の特徴となっています。

墨田区南部地域では、関東大震災や戦災後に基盤整備が進められましたが、震災を免れた北部地域では、老朽化した木造建築物や狭い道路が多く、地震の揺れによる建物倒壊や火災の延焼など、災害上のリスクを抱えています。



出典 「あなたのまちの地域危険度 2022 令和4年地震に関する地域危険度測定調査（第9回）」 東京都都市整備局（令和4年9月）

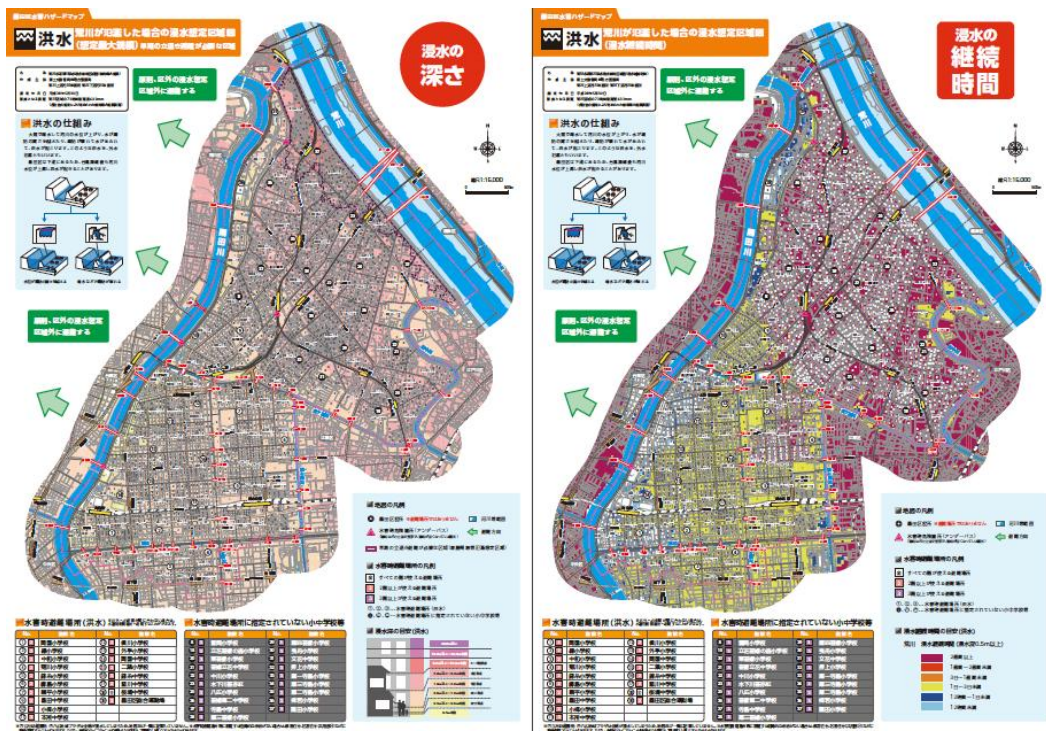
3. 墨田区の被害想定

◇ 地震による被害

「首都直下地震等による東京の被害想定」（令和4（2022）年5月、東京都防災会議公表）では、都心南部直下地震（冬18時 風速8m/秒）により、墨田区においては、6強（一部の地域では6弱、7）の震度の中、死者321人及び負傷者3,307人（うち重傷者578人）の人的被害が想定されています。また、全壊棟数9,070棟に及ぶ物的被害などと住宅やライフラインにも大きな被害が発生し、帰宅困難者は61,116人、避難者は123,018人となると想定されています。

◇ 風水害（浸水）による被害

国（国土交通省関東地方整備局荒川上流河川事務所・荒川下流河川事務所）が作成した「荒川浸水想定区域図（洪水：平成28（2016）年5月作成、高潮：令和6（2024）年12月作成）」によれば、水防法の規定により定められた想定し得る最大規模の降雨（荒川流域の72時間総雨量632mm）によって荒川が氾濫した場合、北部地区の多くで3～5m、最も深い場所で6mを超える浸水深となり、浸水する多くの地域は2週間以上水につかることが想定されています。





第3章 強靱化を進める上での基本的考え方

1. 想定するリスク（対象とする災害）

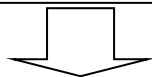
区民生活や経済活動に影響を及ぼすリスクとしては、大規模な事故やテロ等も想定されますが、本区における過去の災害被害や国土強靱化の趣旨を踏まえ、本計画では、巨大地震や大規模火災、豪雨・洪水・高潮等の風水害など広域な範囲に甚大な被害をもたらすこととなる大規模自然災害を想定することとします。

2. 強靱化を進める上での目標

本区において強靱化を推進するため、国及び東京都が掲げる目標等に鑑み、以下のとおり、4つの基本目標と、基本目標実現に向け、8つの事前に備えるべき目標を設定します。

◇ 墨田区における4つの基本目標

1. 人命の保護が最大限に図られること
2. 区及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けずに維持されること
3. 区民の財産及び公共施設の被害が最小限に抑えられること
4. 迅速な復旧復興に資すること



◇ 墨田区における8つの事前に備えるべき目標

1. 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限に図られる
2. 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる
3. 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する
4. 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する
5. 大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない
6. 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に最低限必要な電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワークなどを確保するとともに、これらの早期復旧を図る
7. 制御不能な二次災害を発生させない
8. 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

3. リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）

事前に備えるべき目標から、その妨げとなるものとして、都計画において設定されたリスクシナリオから本区の地域性に該当しない項目は除外するなど、リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）を以下のとおり設定することとします。

◇ リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）一覧

事前に備えるべき目標	リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）	
1. 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限に図られる	1-1	密集市街地における大規模火災による多数の死傷者の発生
	1-2	建物等の大規模倒壊による多数の死傷者の発生
	1-3	風水害（河川の氾濫、広域かつ長期的な市街地の浸水等）による多数の死傷者の発生
	1-4	情報伝達の不備等に伴う避難行動の遅れなどによる多数の死傷者の発生
2. 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる	2-1	被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止
	2-2	多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生
	2-3	自衛隊、警察、消防の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
	2-4	想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者への食料・飲料水等の供給不足
	2-5	医療施設等の絶対的不足・被災、支援ルート・エネルギー供給の途絶等による医療機能の麻痺
	2-6	被災地における疫病・感染症等の大規模発生
3. 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する	3-1	区職員・区施設等の被災による機能の大幅な低下
4. 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する	4-1	電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止
5. 大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない	5-1	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下・交通ネットワークの機能停止による食料等の安定供給の停滞
6. 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に最低限必要な電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワークなどを確保するとともに、これらの早期復旧を図る	6-1	ライフライン（電気・ガス・上下水道等）の長期間にわたる供給・機能停止
	6-2	地域交通ネットワークが分断する事態

7. 制御不能な二次災害を発生させない	7-1	市街地での大規模火災の発生
	7-2	沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺
	7-3	河川施設等の損壊・機能不全による二次災害の発生
	7-4	有害物質の大規模拡散・流出
	7-5	風評被害等による不安と混乱の拡大
8. 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する	8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
	8-2	復旧・復興を担う人材の不足・地域コミュニティの崩壊等により復旧・復興が大幅に遅れる事態
	8-3	基幹インフラの損壊・仮設住宅の整備遅延等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

4. 強靱化を進める上での基本方針

次章において、強靱化の推進方針を取りまとめるに当たっては、国計画における「国土強靱化を推進する上での基本的な方針」に際し、適切な施策の組み合わせとして掲げられている、以下の3点を踏まえるものとします。

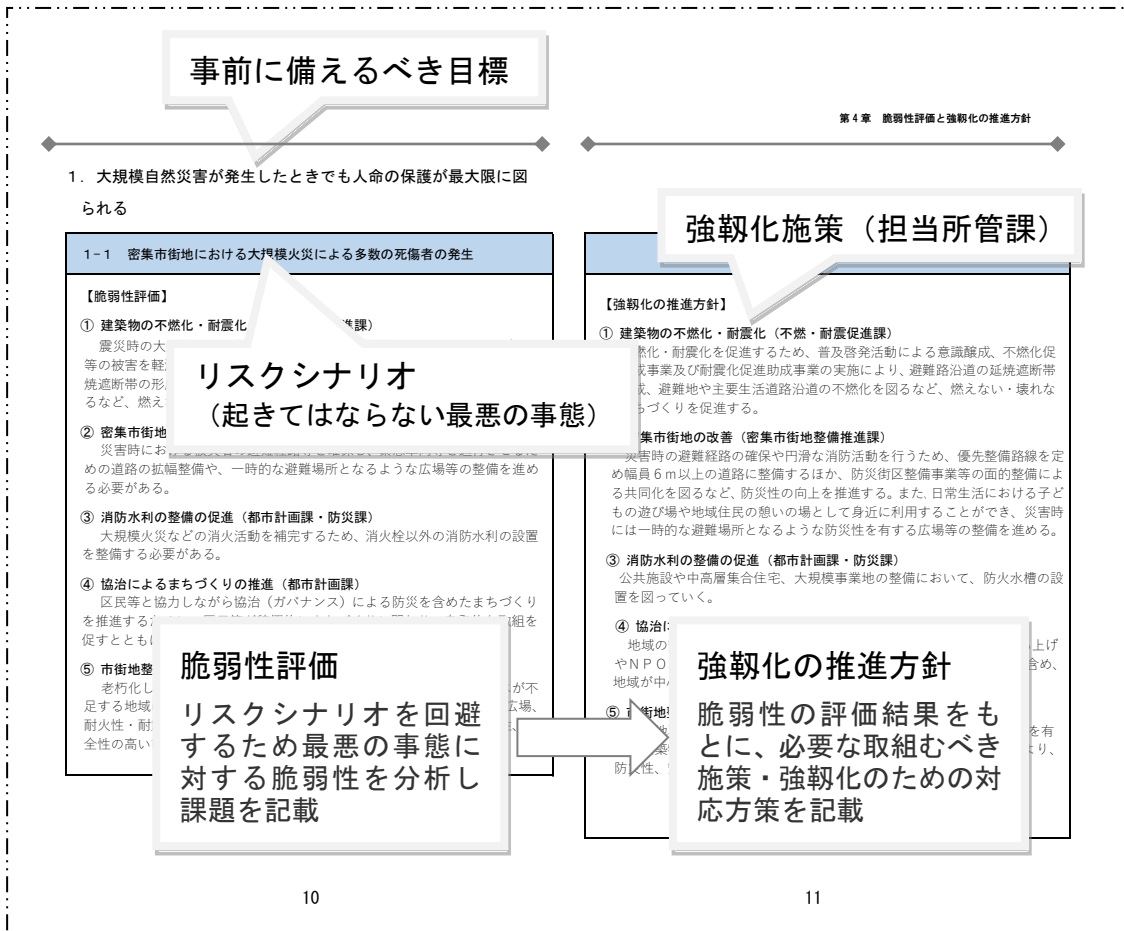
- ◇ ソフト・ハード両面による効果的な施策の推進
災害リスク等に応じて、建築物の不燃化・耐震化などのハード対策と地域防災力の強化などのソフト対策を適切に組み合わせ、効果的に施策を推進することとします。
- ◇ 自助・共助・公助の組み合わせと官民の連携による施策の推進
災害リスク等に対し、「自助」「共助」「公助」の適切な組み合わせはもとより、国や東京都、区民や民間事業者等との適切な役割分担のもと連携・協力しながら、施策に取り組むこととします。
- ◇ 非常時だけでなく、平時にも有効に活用される施策の推進
非常時に防災・減災等の効果を発揮するのみならず、平時にも有効に活用される施策となるよう、推進することとします。



第4章 脆弱性評価と強靱化の推進方針

本章では、事前に備えるべき目標を踏まえ、設定したリスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）ごとに、リスクシナリオを回避するため最悪の事態に対する脆弱性を分析し課題を抽出するとともに、その「脆弱性評価」結果をもとに、本区の強靱化のための対応として取組むべき必要な施策について「強靱化の推進方針」として取りまとめます。

次ページ以降の【脆弱性評価】【強靱化の推進方針】など表の見方



1. 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限に図られる

1-1 密集市街地における大規模火災による多数の死傷者の発生

【脆弱性評価】

① 建築物の不燃化・耐震化（不燃・耐震促進課）

震災時の大規模火災を未然に防ぎ、火災や建築物の倒壊等による逃げ遅れ等の被害を軽減するため、建築物の不燃化・耐震化を促進し、避難路沿道の延焼遮断帯の形成を図るとともに、避難地や主要生活道路沿道の不燃化を促進するなど、燃えない・壊れないまちづくりを促進する必要がある。

② 密集市街地の改善（密集市街地整備推進課）

災害時における被災者の避難経路等を確保し、緊急車両等を通行させるための道路の拡幅整備や、一時的な避難場所となるような広場等の整備を進める必要がある。

③ 消防水利の整備促進（都市計画課・防災課）

大規模火災などの消火活動を補完するため、消火栓以外の消防水利の設置を整備する必要がある。

④ 協治によるまちづくりの推進（都市計画課）

区民等と協力しながら協治（ガバナンス）による防災を含めたまちづくりを推進するために、区民等が積極的にまちづくりに関わり、自発的な取組を促すとともに、支援を行う必要がある。

⑤ 市街地整備による出火・延焼抑制（都市整備課・拠点整備課）

老朽化した木造住宅が密集し、道路等の都市基盤やオープンスペースが不足する地域において、市街地再開発事業等を推進し道路の拡幅、公園や広場、耐火性・耐震性を有する建築物を一体的に整備することにより、防災性、安全性の高い市街地を形成する必要がある。

【強靱化の推進方針】

- ① 不燃化・耐震化を促進するため、普及啓発活動による意識醸成、不燃化助成及び耐震化助成による建替え及び耐震改修の促進を図り、避難路沿道の延焼遮断帯の形成、避難地や主要生活道路沿道の不燃化など、燃えない・壊れないまちづくりを推進する。
- ② **密集市街地の改善（密集市街地整備推進課・不燃・耐震促進課）**

災害時の避難経路の確保や円滑な消防活動を行うため、優先整備路線を定め幅員6m以上の道路に整備するほか、防災街区整備事業等の面的整備による共同化を図るなど、防災性の向上を推進する。また、日常生活における子どもの遊び場や地域住民の憩いの場として身近に利用することができ、災害時には一時的な避難場所となるような防災性を有する広場等の整備を進める。
- ③ **消防水利の整備促進（都市計画課・防災課）**

公共施設や中高層集合住宅、大規模事業地の整備において、防火水槽の設置を図っていく。
- ④ **協治によるまちづくりの推進（都市計画課）**

地域の安全性向上などを積極的に推進する区民等による協働組織の立ち上げやまちづくり条例に基づく活動団体の支援、ソフト面の取組や人的支援（専門家派遣）を含め、地域が中心となるまちづくりを推進する。
- ⑤ **市街地整備による出火・延焼抑制（都市整備課・拠点整備課）**

市街地再開発事業等の面的整備事業の実施により、耐火性・耐震性を有する建築物及び交通広場・都市計画道路等を一体的に整備することにより、防災性、安全性の高い市街地を形成する。

【脆弱性評価】

⑥ 消防活動・救急活動のための細街路拡幅（都市整備課）

区内には、幅員 4 m 未満の細街路が多く存在し、災害時や緊急時の消火活動や避難・救急活動に支障を及ぼし、火災の延焼を助長するなどのおそれがあり、早期に整備を図る必要がある。

⑦ 避難場所の拡充（防災課）

火災範囲が広がり、地域内では身の安全が確保できない大規模火災に備え、一団の空間を有する避難スペースを確保する必要がある。

⑧ 消防団活動の強化・充実（防災課）

災害発生時、地域防災において大きな役割を担う消防団の活動を支援する必要がある。

⑨ 防災意識の普及啓発（防災課）

「自らの生命は自ら守る」との自助と「自分たちのまちは自分たちで守る」との共助の取組が重要である中、地域防災の担い手の高齢化や偏在化の解消に向け、幅広い層への防災意識の普及を行い、地域防災活動への参加を促す必要がある。

【強靱化の推進方針】

⑥ 消防活動・救急活動のための細街路拡幅（都市整備課）

災害に強い、安全なまちの早期実現のため、細街路拡幅整備事業の申請地の隣地や建築確認申請者に働きかけ、細街路の拡幅整備を推進する。

⑦ 避難場所の拡充（防災課）

延焼火災が発生した際の避難距離の短縮等に向けて、「東京都震災対策条例」に基づく避難場所を拡大・新設する。

⑧ 消防団活動の強化・充実（防災課）

消防団への入団促進・活動環境の整備等、本所・向島消防署と連携し、地域に密着した消防団活動の強化・充実を図る。

⑨ 防災意識の普及啓発（防災課）

区民が迅速・的確な防災行動をとれるよう防災講話等を行うとともに、初期消火や救出救護、応急救護等の実践的な防災訓練を住民防災組織において実施するなど、自助・共助による防災意識の啓発・高揚を図る。

1-2 建物等の大規模倒壊による多数の死傷者の発生

【脆弱性評価】

① 建築物の耐震化（不燃・耐震促進課）

地震による住宅の倒壊を防ぐことにより、区民の生命、身体及び財産への被害を減らすとともに、避難経路の確保、市街地大火を未然に防ぐためにも住宅の耐震化を行う必要がある。また、救助活動、復興のためにも緊急輸送道路の沿道建築物の耐震化を促進する必要がある。

② マンションの適正管理と再生促進（住宅課）

分譲マンション等は、高経年化及び老朽化を考慮して、適切な管理や修繕、建替え等を推進していく必要がある。

③ 区営住宅等の計画的な修繕（住宅課）

大規模災害時には、劣化した住宅に多大な損害が発生し、入居者が在宅被災者となる可能性があることから、日常的な修繕を行う際の現状把握が最も重要であり、維持修繕計画を作成する必要がある。また、老朽化した部分の放置が耐震性の低下や外壁材落下等の事故につながるため、計画的な修繕を行い、耐震性の維持と事故の未然防止を図る必要がある。

④ 老朽建物等（空き家含む）対策（安全支援課）

老朽化が進行した建物等は、災害発生時に建物自体の倒壊や建材等の飛散により、近隣住民等へ被害を発生させるおそれがあり対策を講じる必要がある。

⑤ 建築物等の安全化（障害者福祉課・高齢者福祉課・都市計画課・防災課）

災害発生時に家具の転倒や割れたガラスの飛散など、屋内外での被害を防止する必要がある。

⑥ 都市インフラの災害対応力強化（道路・橋りょう課・公園課）

施設の倒壊による直接死を防ぐため、老朽化した橋梁、公園遊具等について、更新や修繕を進める必要がある。

【強靱化の推進方針】**① 建築物の耐震化（不燃・耐震促進課）**

平成12（2000）年5月以前に建築された（新耐震基準）木造住宅の耐震化を促進するため、相談事業や各種地元団体との協働のもと普及啓発活動を行うとともに、耐震化助成事業を実施する。また、昭和56（1980）年5月以前に建築された（旧耐震基準）緊急輸送道路の沿道建築物や分譲マンション等の耐震化を促進するため、耐震化普及啓発活動・耐震化助成事業を行う。

② マンションの適正管理と再生促進（住宅課）

「墨田区分譲マンションの適正管理に関する条例」に基づき届出を促進し、管理状況の把握に努め、管理不全の兆候があれば、助言や指導を行う。また、建替えを行うマンションに対応するため、関係各課と連携する。

③ 区営住宅等の計画的な修繕（住宅課）

予防保全的な住宅の維持管理を行い、公営住宅ストックの適切な運用を進める。また、計画修繕・改善事業を実施し、住宅の長寿命化を行うことで、入居者が安心して居住することのできる環境を整備する。なお、退去住宅については、修繕を優先的にを行い、ストックを早期確保することにより、次の入居者及び災害時の一時避難場所としても使用が可能となる。

④ 老朽建物等（空き家含む）対策（安全支援課）

老朽化が進行した物件に対しては、改修・改築、除却等を促すとともに、比較的健全な状態の空き家等に対しては、老朽化が進行しないよう予防的な対応を促す等、物件の状況等に応じ、老朽建物等（空き家含む）対策を実施する。

⑤ 建築物等の安全化（障害者福祉課・高齢者福祉課・都市計画課・防災課）

中高層集合住宅や工場等の大規模施設は、外壁面のガラスの飛散防止措置を行い、高層集合住宅は更に家具の転倒防止、造作家具の扉の開閉防止、玄関扉の閉じ込め防止対策を行い、建築物の安全性を確保する。また、高齢者世帯などに対し、家具転倒防止器具・ガラス飛散防止フィルムの取付支援を行う。

⑥ 都市インフラの災害対応力強化（道路・橋りょう課・公園課）

橋梁、公園遊具等の点検を定期的実施する。また、点検結果に基づき、計画的に更新や修繕を進める。

1-3 風水害（河川の氾濫、広域かつ長期的な市街地の浸水等）による多数の死傷者の発生

【脆弱性評価】

① 区民への浸水リスク等の周知・啓発（防災課・都市整備課）

水害ハザードマップの作成や配布等による周知により、区民が浸水リスクや避難所などについて事前に把握し、発災時に適切な避難行動をとれるよう啓発する必要がある。

② 広域避難体制の確立（防災課）

大規模水害（荒川氾濫発生）時における広域避難の枠組み等について、関係機関と連携を図り、検討を進める必要がある。

③ 緊急時の一時避難施設の確保（防災課）

広域避難等を行う時間的な余裕がない場合に備えて、浸水想定以上の緊急避難先を充実する必要がある。

④ 市街地整備による浸水対策の強化（拠点整備課）

市街地浸水時の避難経路や待避施設を市街地整備にあわせ確保する必要がある。

⑤ 内水氾濫対策の推進（都市計画課・都市整備課）

近年、頻発する局地的な大雨（いわゆるゲリラ豪雨）による都市型水害対策として、下水道施設等を整備する必要がある。

⑥ 荒川第二・三調節池の早期整備への働きかけ（防災課・都市整備課）

洪水時に荒川の流量を低減し、下流の堤防決壊等のリスクを軽減する、荒川第二・三調節池を早期に整備する必要がある。

⑦ 気候変動の「緩和策」及び「適応策」（環境保全課）

気候変動の「緩和策」として、地球温暖化が原因とされる集中豪雨等の異常気象リスクを軽減するために、地球温暖化対策を一層推進していく必要がある。また、気候変動の「適応策」として、そのような危機に対して、迅速かつ適切に対処ができる体制を整備する必要がある。

【強靱化の推進方針】**① 区民への浸水リスク等の周知・啓発（防災課・都市整備課）**

区役所及び各出張所において水害ハザードマップを配布し、周知に努める。また、最新情報に更新するため、水害ハザードマップを改訂のもと、WEBによる啓発も充実する。

② 広域避難体制の確立（防災課）

「首都圏における広域的な避難対策の具体化に向けた検討会」「江東5区広域避難推進協議会」に参画し、国や都、関係自治体と連携強化のもと、広域避難方法、公的避難場所等の具現化を図る。

③ 緊急時の一時避難施設の確保（防災課）

大規模水害に伴う緊急時の垂直避難として、都営住宅やUR住宅はもとより、民間事業者やマンション管理組合等と協定を締結するなど、一時的に避難場所として利用できる施設をさらに確保する。

④ 市街地整備による浸水対策の強化（拠点整備課）

市街地再開発事業等により、立体的な避難経路及び施設の上階や屋上への待避施設を整備することで浸水対策を施し、安心・安全なまちを形成する。

⑤ 内水氾濫対策の推進（都市計画課・都市整備課）

下水道の排水能力強化を東京都に働きかけるとともに、中高層集合住宅や工場等の大規模施設等において浸透舗装整備や雨水貯留槽などの整備を推進する。

⑥ 荒川第二・三調節池の早期整備への働きかけ（防災課・都市整備課）

調節池の整備主体である国（国土交通省関東地方整備局荒川調節池工事事務所）に対し、早期に整備するよう働きかける。

⑦ 気候変動の「緩和策」及び「適応策」（環境保全課）

気候変動の「緩和策」として、区民や事業者が地球温暖化問題を自分ごととして受け止め、デコ活等の環境に配慮した行動をできることから実践するよう、更に啓発していく。また、気候変動の「適応策」として、異常気象等による熱中症や水害等に対し、適切かつ迅速に対応できるよう、地球温暖化対策を推進する。

1-4 情報伝達の不備等に伴う避難行動の遅れなどによる多数の死傷者の発生

【脆弱性評価】

① 関係機関等との情報連絡体制の整備（防災課）

災害時、情報通信機能が低下する事態に備え、区関係部署や東京都、関係機関等との情報連絡体制について、多重化を図る必要がある。

② 情報伝達手段の強化（広報広聴担当・防災課）

大規模災害発生時には、各種通信手段の途絶が予想される中、区民の安全確保、パニック防止等に向け、多様な情報伝達手段を構築する必要がある。

③ 区民の防災意識の向上（防災課）

発災時、区民がより迅速・的確な避難行動を取れるよう、区民の防災意識の向上を図る必要がある。

【強靱化の推進方針】

① 関係機関等との情報連絡体制の整備（防災課）

災害情報管理システムや地域無線機・無線ファクシミリ等の設置や機能拡充など、重層的な情報連絡体制を構築する。

② 情報伝達手段の強化（広報広聴担当・防災課）

防災行政無線のデジタル化の他、ホームページ、安全・安心メール、Facebook、X（旧 Twitter）、LINE 等の SNS の活用などにより、またデジタル技術の革新に併せ、情報発信・情報伝達の強化・充実を図る。

③ 区民の防災意識の向上（防災課）

平時から区民に対して発災時の避難判断の目安、避難方法、避難先など、区が発令する避難情報について周知し、発災時には区民が冷静な避難行動が取れるよう、区民の防災意識の啓発・向上を図る。

2. 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる

2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

【脆弱性評価】

① 防災備蓄品の充実（防災課）

防災備蓄倉庫に食料、生活必需品、救急医薬品、資機材等を平時から十分に備蓄する必要がある。

② 防災備蓄倉庫の整備促進（都市計画課・防災課）

大規模災害が発生した場合に備え、防災備蓄倉庫の整備を図る必要がある。

③ 道路等の災害対応力強化（都市整備課・道路・橋りょう課）

災害時における緊急支援物資輸送等の機能を確保する必要がある。また、発災後の迅速な道路啓開に向けた体制を構築する必要がある。

④ 物資輸送経路の確保（都市整備課）

基幹インフラとなる緊急輸送道路の損傷等により、陸上の物資輸送経路が確保できなくなるおそれがあることから、代替手段を確保する必要がある。

2-2 多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生

【脆弱性評価】

① 広域避難体制の確立（防災課）【再掲】

大規模水害（荒川氾濫発生）時における広域避難の枠組み等について、関係機関と連携を図り、検討を進める必要がある。

② 早期の避難情報伝達による逃げ遅れ防止（防災課）

大規模水害時、想定浸水時間の長い地域において孤立する区民が発生しないよう、早期の避難を促す必要がある。

③ 要配慮者の支援体制の整備（障害者福祉課・介護保険課・高齢者福祉課・保健計画課・健康推進課・防災課）

避難が困難な区民（障害者や高齢者など）に対して、個別の支援を行う必要がある。

【強靱化の推進方針】

① 防災備蓄品の充実（防災課）

防災備蓄品の集積に当たっては、配慮を要する様々な避難者のニーズに対応するなど、備蓄品目の充実化を図る。

② 防災備蓄倉庫の整備促進（都市計画課・防災課）

公共施設はもとより、中高層集合住宅、大規模施設等の規模に応じて防災備蓄倉庫の整備を推進する。

③ 道路等の災害対応力強化（都市整備課・道路・橋りょう課）【再掲】

橋梁の架替えや電線類の地中化等を計画的に進め、落橋や電柱等の倒壊による道路の途絶を防ぐ。また、関係機関や災害協定締結企業等との連携体制を構築する。

④ 物資輸送経路の確保（都市整備課）

陸上の輸送経路が確保できないことに備えるため、防災船着場の機能を常時維持し、水上の物資輸送経路を確保する。

【強靱化の推進方針】

① 広域避難体制の確立（防災課）【再掲】

「首都圏における広域的な避難対策の具体化に向けた検討会」「江東5区広域避難推進協議会」に引き続き参画し、国や都、関係自治体と連携強化のもと、広域避難方法、公的避難場所等の具現化を図る。

② 早期の避難情報伝達による逃げ遅れ防止（防災課）

広域避難等の必要性について、区のお知らせ・ホームページ・防災講話等を通じて、平時より周知・啓発するとともに、大規模水害のおそれがある際には、避難に関する情報を早い段階で区民へ伝達し、迅速な避難行動を促す。

③ 要配慮者の支援体制の整備（障害者福祉課・介護保険課・高齢者福祉課・保健計画課・健康推進課・防災課）

避難行動要支援者に対する福祉避難所など避難先の確保や個別避難支援計画の作成を行う。

2-3 自衛隊、警察、消防の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

【脆弱性評価】

① 地域防災力の向上（防災課）

大規模災害の発生時、被害を最小限にするためには、共助による対応能力を向上させる必要がある。

② 地域防犯力の向上（安全支援課）

災害時の治安悪化を防ぐには、日ごろから区民の防犯意識を高め、一人ひとりが犯罪にあわないための知識を習得し、日常生活の中で実践していく必要がある。

③ 防災関係機関との連携強化（防災課）

各種合同訓練等を通じて、防災関係機関等との連携強化を図る必要がある。

2-4 想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者への食料・飲料水等の供給不足

【脆弱性評価】

① 帰宅困難者対策に係る事業者への周知徹底（防災課）

帰宅困難者の発生抑制、駅周辺における混乱回避等に向けて、事業者への働きかけを進める必要がある。

② 備蓄の充実及び一時滞在施設の確保（防災課）

大規模災害発生時、想定を超える帰宅困難者にも対応がとれるよう、備蓄や一時滞在施設を充実する必要がある。

【強靱化の推進方針】

① 地域防災力の向上（防災課）

共助を促す取組として、住民防災組織、消防団、防災士等との連携強化など、地域ぐるみの協力体制を構築する。

② 地域防犯力の向上（安全支援課）

地域パトロール団体の拡大等による各避難所を核とした区民主体の自主防犯体制の強化や、犯罪抑止に効果的である街頭防犯カメラの設置支援を図る。

③ 防災関係機関との連携強化（防災課）

防災関係機関連絡会議、総合防災訓練等を通じ、平時から相互の支援能力等について認識を共有するとともに、受援計画等を策定し、効率的・効果的な救援活動を図る。

【強靱化の推進方針】

① 帰宅困難者対策に係る事業者への周知徹底（防災課）

「東京都帰宅困難者対策条例」が求める一斉帰宅の抑制や従業員3日分の備蓄など、事業者への周知徹底を図る。

② 備蓄の充実及び一時滞在施設の確保（防災課）

帰宅困難者対策として、食料等の備蓄の充実を図るとともに、民間事業者との協定締結により一時滞在施設の確保をさらに行う。

2-5 医療施設等の絶対的不足・被災、支援ルート・エネルギー供給の途絶等による医療機能の麻痺

【脆弱性評価】

① 災害時医療救護体制の強化（保健計画課）

域内医療機能麻痺が生じた際の、都との連携や域外への患者搬送、医療支援チームの活用など、具体的な検討を進める必要がある。特に、大規模水害時はほとんどの病院について浸水のおそれがあり、広域避難の枠組み等について、関係機関と連携を図り、検討を進める必要がある。

② 医療関係機関等との情報通信手段の確保（保健計画課）

医療スタッフや医療資源の不足、被害状況等の情報共有については EMIS（広域災害・救急医療情報システム）を活用することになるが、機能の限界があるため、複数の情報手段の確保を進める必要がある。

③ 電源等の確保（保健計画課・防災課）

区内の災害拠点病院（墨東病院を除く。）、災害拠点連携病院等の規模が小さく、非常用電源や貯水、医ガス等の確保は十分ではなく、対策を講じる必要がある。

④ 道路等の災害対応力強化（都市整備課・道路・橋りょう課）【再掲】

災害時における緊急支援物資輸送等の機能を確保する必要がある。また、発災後の迅速な道路啓開に向けた体制を構築する必要がある。

【強靱化の推進方針】**① 災害時医療救護体制の強化（保健計画課）**

医療関係機関や地域住民等との災害時医療救護活動訓練や、医療救護に係る関係者向けの研修を医師会・歯科医師会・薬剤師会等との連携により実施する。また、二次災害を最小化するため、災害時保健活動マニュアルや受援計画を策定する。

② 医療関係機関等との情報通信手段の確保（保健計画課）

平時より医療機関は EMIS の基本情報入力を徹底するとともに、有事の際に区が入力支援やアセスメントが的確に行えるよう、研修や訓練を行う。また、地域 BWA を活用した通信手段を整備するとともに、実運用が可能な体制を整える。

③ 電源等の確保（保健計画課・防災課）

電力供給途絶や断水に備えて、非常用電力の確保や給水体制の整備等を行う。

④ 道路等の災害対応力強化（都市整備課・道路・橋りょう課）【再掲】

橋梁の架替えや電線類の地中化等を計画的に進め、落橋や電柱等の倒壊による道路の途絶を防ぐ。また、関係機関や災害協定締結企業等との連携体制を構築する。

2-6 被災地における疫病・感染症等の大規模発生

【脆弱性評価】

① 感染予防対策の周知（保健予防課）

平時からの予防接種の促進や手洗い、咳エチケットの励行など、感染症発生予防のための健康指導を行うとともに、ポスターの掲示、区ホームページ等の活用により感染症予防対策の周知を実施する必要がある。

② 地域の感染症発生状況の把握・医療機関等との連携（保健予防課）

地域の感染症発生状況を把握し、必要に応じて感染拡大防止等を行う必要がある。感染症が発生した際には、医療機関等と連携して、入院の必要がある当該患者の受入れを調整する必要がある。

③ 避難所における感染防止対策（防災課）

感染症予防を考慮した避難所運営を行う必要がある。

【強靱化の推進方針】

① 感染予防対策の周知（保健予防課）

平時からの対策が、災害時の感染症発生予防に対して有効であり、予防接種の促進や健康管理の啓発、感染症予防の周知を図る。

② 地域の感染症発生状況の把握・医療機関等との連携（保健予防課）

平時から運用している感染症サーベイランスシステムにより、患者の集積が見られた際は、感染拡大防止等に努める。また、入院勧告の対象となる感染症患者の発生時は、患者移送車の確保を行い、都や医療機関等と連携し、必要病床を確保に努める。

③ 避難所における感染防止対策（防災課）

避難所の備蓄品にマスクや消毒アルコール等を備えるとともに、感染症拡大防止対策を盛り込んだ避難所マニュアルを策定のもと訓練を行うなど、避難所でクラスターが発生しないよう取り組む。

3. 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する

3-1 区職員・区施設等の被災による機能の大幅な低下

【脆弱性評価】

① 本庁舎の防災機能の強化（総務課）

本庁舎は、有事の時に、行政活動の中心になることから、一定のレベルが確保できるようハード・ソフト両面において、備える必要がある。

② 区立小・中学校施設の安全確保と防災機能の強化（庶務課）

避難所に指定されているすべての区立小・中学校の耐震化は完了しているが、施設の安全確保に向けた老朽化対策とともに、避難所としての防災機能を強化していく必要がある。

③ 区有施設の防災機能の強化（各施設設置・管理課）

公共施設マネジメントの考え方に沿って、区有施設の老朽化対策など、施設の安全確保を促進する必要がある。

④ B C Pの継続的な見直し（B C P作成各課）

大規模災害発生時、全庁一丸となり業務継続に必要な組織運営が図れるよう、B C Pを適宜、見直す必要がある。

⑤ 受援体制の整備（防災課）

災害発生時、他自治体等からの応援を迅速かつ効果的に受けられるよう、受援体制を整備し、実効性を高める必要がある。

【強靱化の推進方針】**① 本庁舎の防災機能の強化（総務課）**

水害の備えについては、本庁舎出入口に防潮板（止水板）を設置したが、非常用発電についても継続的に点検を行うとともに、有事を想定し、老朽化する非常用発電設備の更新計画を策定する。また、発災時の機能維持のため施設の計画的な点検・改修に努める。

② 区立小・中学校施設の安全確保と防災機能の強化（庶務課）

学校施設の安全確保に向けた老朽化対策として、公共施設（建物）長期修繕計画に基づく外壁改修や窓サッシの落下防止改修等を計画的に実施する。また、学校施設長寿命化計画に包含した学校施設バリアフリー整備計画に基づき、トイレのバリアフリー化改修、エレベータ整備等を進めていく。

③ 区有施設の防災機能の強化（各施設設置・管理課）

公共施設（建物）長期修繕計画に基づき、予防保全型管理のもと計画的に施設改修を行い、安全な区有施設の維持を図る。

④ B C Pの継続的な見直し（B C P作成各課）

発災時、災害対応はもとより必需的行政サービス継続の実効性を担保するため、全職員が個々の役割を認識するなど全庁が連携・協力し、災害時優先業務遂行に向けて機能するよう、B C Pを必要に応じ、継続的に見直していく。

⑤ 受援体制の整備（防災課）

日頃から関係機関との連携強化を図るとともに、受援計画を策定等のもと、発災時には必要な支援を明確にし、応援要請を行う。

4. 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する

4-1 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止

【脆弱性評価】

① 橋梁の架替えや無電柱化の推進（道路・橋りょう課）

大規模災害時の落橋に伴う電線等の切断や電柱等の倒壊を防ぐ必要がある。

② 非常用電源等の確保（防災課）

電力供給の途絶に備えた代替手段について、区はもとより自主防災組織等においても確保しておく必要がある。

③ 情報伝達手段の強化（広報広聴担当・防災課）

テレビ・ラジオなどの不通時に備えて、様々な媒体での情報伝達体制について構築しておく必要がある。

【強靱化の推進方針】

① 橋梁の架替えや無電柱化の推進（道路・橋りょう課）

落橋に伴う電線等の切断や電柱等の倒壊を防ぐため、橋梁の架替えや電線類の地中化を計画的に進める。

② 非常用電源等の確保（防災課）

電力供給停止時に備え、予備電源（発電機）の準備及び電力供給会社との電源回復における優先的な対応を調整する。

③ 情報伝達手段の強化（広報広聴担当・防災課）

防災行政無線のデジタル化の他、ホームページ、安全・安心メール、Facebook、X（旧 Twitter）、LINE 等の活用などにより、またデジタル技術の革新に併せ、情報発信・情報伝達の強化・充実を図り、情報通信の麻痺・長期停止に対応する。

5. 大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない

5-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下・交通ネットワークの機能停止による食料等の安定供給の停滞

【脆弱性評価】

① 企業ネットワークの構築推進（産業振興課・経営支援課）

非常時に支え合えるよう、平時から業種を問わない企業同士のネットワーク構築を進める必要がある。

② 経営基盤強化支援（経営支援課）

平時からの生産性向上や事業の多角化、サプライチェーンの分散化等により企業の経営力を向上させ、災害等の非常時への対応力を高める必要がある。

③ 道路等の災害対応力強化（都市整備課・道路・橋りょう課）【再掲】

災害時にあっても、交通ネットワークはもとより食糧輸送等の機能を確保する必要がある。また、発災後の迅速な道路啓開に向けた体制を構築する必要がある。

【強靱化の推進方針】

① 企業ネットワークの構築推進（産業振興課・経営支援課）

フロンティアすみだ塾卒塾生のネットワークを活用するほか、すみだ地域ブランド戦略等の事業によりつながった企業同士の連携等を促進する。

② 経営基盤強化支援（経営支援課）

すみだビジネスサポートセンターの相談事業や、国・東京都の制度を活用しながら、企業の経営力向上・体力強化を図る。

③ 道路等の災害対応力強化（都市整備課・道路・橋りょう課）【再掲】

橋梁の架替えや電線類の地中化等を計画的に進め、落橋や電柱等の倒壊による道路の途絶を防ぐ。また、関係機関や災害協定締結企業等との連携体制を構築する。

6. 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に最低限必要な電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワークなどを確保するとともに、これらの早期復旧を図る

6-1 ライフライン（電気・ガス・上下水道等）の長期間にわたる供給・機能停止

【脆弱性評価】

① ライフライン事業者との連携による早期復旧（土木管理課）

電気、ガス、上下水道等のライフラインが被災した場合は、区及び関係機関においてそれぞれの活動態勢を確立した上で相互に連携・協力し、各施設の応急対策や区民等への対応等を迅速に実施する必要がある。

② 地籍調査の推進（土木管理課）

道路には多くのライフラインが設置されており、災害後のライフライン復旧の作業を円滑に行うために、道路と私有地の境界を明確にする必要がある。

③ 橋梁の架替えや無電柱化の推進（道路・橋りょう課）

老朽化した橋梁の落橋や電柱等の倒壊によるライフラインの分断を防ぐ必要がある。

④ 飲料水・生活水の確保（防災課）

上水道供給停止に備え、飲料水の備蓄や生活水の確保を行う必要がある。

【強靱化の推進方針】

① ライフライン事業者との連携による早期復旧（土木管理課）

電気、ガス、上下水道等のライフラインが供給・機能停止した場合の被害を防止、抑制するため、区及び関係機関において情報収集・通知連絡の態勢を確立した上で相互に連携・協力し、各施設の応急対策や区民等への対応等を迅速に実施する体制を整備する。

② 地籍調査の推進（土木管理課）

地籍調査を早急に進めるため、道路と民有地との境界を明確にする街区境界調査を進める。

③ 橋梁の架替えや無電柱化の推進（道路・橋りょう課）

ライフラインの分断を防ぐため、橋梁の架替えや電線類の地中化を計画的に進める。

④ 飲料水・生活用水の確保（防災課）

飲料水については避難所における受水槽や給水所、事業所等との飲料水供給協定により確保を図る。また、生活用水については学校プール及び防災貯水槽等により確保を図る。

6-2 地域交通ネットワークが分断する事態

【脆弱性評価】

- ① **道路等の災害対応力強化（都市整備課・道路・橋りょう課）【再掲】**
地域交通ネットワークの分断を防ぐ必要がある。また、発災後の迅速な道路啓開に向けた体制を構築する必要がある。
- ② **道路の老朽化及び安全対策（道路・橋りょう課）**
道路施設が耐用年数を迎え、劣化や損傷による老朽化が進行していることから、防災安全対策として適切な更新や修繕を進める必要がある。
- ③ **鉄道立体化の推進（立体化推進課）**
災害時に踏切が閉鎖されることで、緊急・救急活動の妨げとなることから、鉄道と道路の平面交差を解消する鉄道の立体化に取り組む必要がある。

【強靱化の推進方針】

① 道路等の災害対応力強化（都市整備課・道路・橋りょう課）【再掲】

橋梁の架替えや電線類の地中化等を計画的に進め、落橋や電柱等の倒壊による道路の途絶を防ぐ。また、関係機関や災害協定締結企業等との連携体制を構築する。

② 道路の老朽化及び安全対策（道路・橋りょう課）

道路施設の点検を定期的を実施する。また、点検結果に基づき、計画的に更新や修繕を進める。

③ 鉄道立体化の推進（立体化推進課）

緊急・救急活動の妨げとなる踏切をなくすため、関係団体とともに連続立体交差化事業を実施する。また、鉄道の立体化に関連する都市計画道路を整備する。

7. 制御不能な二次災害を発生させない

7-1 市街地での大規模火災の発生

【脆弱性評価】

① 建築物の不燃化・耐震化（不燃・耐震促進課）【再掲】

震災時の大規模火災を未然に防ぎ、火災や建築物の倒壊等による逃げ遅れ等の被害を軽減するため、建築物の不燃化・耐震化を促進し、避難路沿道の延焼遮断帯の形成を図るとともに、避難地や主要生活道路沿道の不燃化を促進するなど、燃えない・壊れないまちづくりを促進する必要がある。

② 密集市街地の改善（密集市街地整備推進課）【再掲】

災害時における被災者の避難経路等を確保し、緊急車両等を通行させるための道路の拡幅整備や、一時的な避難場所となるような広場等の整備を進める必要がある。

③ 消防活動・救急活動のための細街路拡幅（都市整備課）【再掲】

区内には、幅員4m未満の細街路が多く存在し、災害時や緊急時の消火活動や避難・救急活動に支障を及ぼし、火災の延焼を助長するなどのおそれがあり、早期に整備を図る必要がある。

④ 消防水利の整備推進（都市計画課・防災課）【再掲】

大規模火災などの消火活動を補完するため、消火栓以外の消防水利の設置を整備する必要がある。

⑤ 都市インフラの整備による災害対応力強化（都市整備課・拠点整備課）

安全で暮らしやすいまちを形成するため、道路が狭く建替更新が進まない地域の防災性の向上を図る必要がある。

⑥ 消防団や自主防災組織の充実強化（防災課）

公助の手が回らないことも想定し、消防団や共助を担う地域の自主防災組織の充実強化を推進する必要がある。

【強靱化の推進方針】**① 建築物の不燃化・耐震化（不燃・耐震促進課）【再掲】**

不燃化・耐震化を促進するため、普及啓発活動による意識醸成、不燃化助成及び耐震化助成による建替え及び耐震改修の促進を図り避難路沿道の延焼遮断帯の形成、避難地や主要生活道路沿道の不燃化など、燃えない・壊れないまちづくりを推進する。

② 密集市街地の改善（密集市街地整備推進課）【再掲】

災害時の避難経路の確保や円滑な消防活動を行うため、優先整備路線を定め幅員6m以上の道路に整備するほか、防災街区整備事業等の面的整備による共同化を図るなど、防災性の向上を推進する。また、日常生活における子どもの遊び場や地域住民の憩いの場として身近に利用することができ、災害時には一時的な避難場所となるような防災性を有する広場等の整備を進める。

③ 消防活動・救急活動のための細街路拡幅（都市整備課）【再掲】

災害に強い、安全なまちの早期実現のため、細街路拡幅整備事業の申請地の隣地や建築確認申請者に働きかけ、細街路の拡幅整備を推進する。

④ 消防水利の整備促進（都市計画課・防災課）【再掲】

公共施設や中高層集合住宅、大規模事業地の整備において、防火水槽の設置を図っていく。

⑤ 都市インフラの整備による災害対応力強化（都市整備課・拠点整備課）

土地区画整理事業や市街地再開発事業等の面的整備事業により災害に強く燃えにくいまちを形成するとともに、交通広場や都市計画道路等の都市基盤を整備し、避難路が確保されたまちを形成する。

⑥ 消防団や自主防災組織の充実強化（防災課）

防災講話、防災訓練等への参加を通じて自主防災組織の充実強化を図るとともに、消防団への入団促進・活動環境の整備等、地域に密着した消防団活動の強化・充実を図る。

7-2 沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺

【脆弱性評価】

① 建築物の耐震化（不燃・耐震促進課）

大規模災害時の救助活動の生命線であり、復興の大動脈となる緊急輸送道路の沿道建築物の耐震化を促進する必要がある。

② 迅速な道路啓開に向けた関係機関との連携体制の構築（都市整備課・道路・橋りょう課）

交通や物流を確保し、道路閉塞による救助・救援、緊急物資輸送の支障を防止するため、発災後の迅速な道路啓開に向けた体制を構築していく必要がある。

7-3 河川施設等の損壊・機能不全による二次災害の発生

【脆弱性評価】

① 河川施設等（構造物）の維持管理（都市整備課・公園課）

河川施設等が老朽化により機能不全に陥った場合、本来の防災・減災機能を確保できないだけでなく、施設周辺に影響を与えるリスクが高いため、施設が本来の機能を発揮できるように適切に維持管理する必要がある。

【強靱化の推進方針】

① 建築物の耐震化（不燃・耐震促進課）

旧耐震基準で建築された緊急輸送道路の沿道建築物の耐震化を促進するため、耐震化普及啓発活動・耐震化助成事業を行う。

② 迅速な道路啓開に向けた関係機関との連携体制の構築（都市整備課・道路・橋りょう課）

関係機関や災害協定締結企業等との連携体制を構築し、道路閉塞による救助・救援、緊急物資輸送の支障を防止する。

【強靱化の推進方針】

① 河川施設等（構造物）の維持管理（都市整備課・公園課）

河川施設等が本来の機能を発揮できるように定期点検等を実施し、適切に維持管理する。

7-4 有害物質の大規模拡散・流出

【脆弱性評価】

① 有害物質の拡散・流出防止対策（環境保全課）

有害物質等の地下への浸透又は大気中への放出を防止するため、有害物質を取り扱う施設については、管理者による適正な維持管理を行う必要がある。

② 毒物・劇物保管管理施設における管理体制の強化（生活衛生課）

毒物・劇物保管管理施設は、発災時の毒物・劇物流出等、危害を未然に防ぐため、平時から対策を講じておく必要がある。

③ アスベスト対策の促進（環境保全課）

災害時において、既存建築物の吹付アスベストが飛散するおそれがあり、アスベスト対策を講ずる必要がある。

7-5 風評被害等による不安と混乱の拡大

【脆弱性評価】

① 区民への適切な情報提供（防災課）

災害発生後の風評被害などによる社会秩序の混乱、崩壊を防ぐ必要がある。

【強靱化の推進方針】

① 有害物質の拡散・流出防止対策（環境保全課）

有害物質を取り扱う施設の管理者が適正な維持管理を徹底するよう、届出時及び立入時に指導する。

② 毒物・劇物保管管理施設における管理体制の強化（生活衛生課）

毒物・劇物保管管理施設への立入検査等により、保守点検の励行や、事故発生時の対応措置、防災訓練の実施等を指導する。

③ アスベスト対策の促進（環境保全課）

アスベスト確認調査助成金交付等による支援により、アスベスト対策を促進するほか、災害時にアスベストの飛散防止のための適切な措置がとれるよう、状況に応じて、所有者や施工者に対し助言、指導を行う。

【強靱化の推進方針】

① 区民への適切な情報提供（防災課）

災害の状況を迅速かつ的確に把握し、その状況を分析したうえで、早急に対策を講じるとともに、区民に適切な情報を提供し、区民の不安や混乱を解消する。

8. 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

【脆弱性評価】

① 災害廃棄物の処理方法・体制の整備（すみだ清掃事務所）

速やかな復旧・復興のために、災害廃棄物を計画的かつ適正に処理する必要がある。

② オープンスペースの確保（都市整備課・公園課）

災害廃棄物の一時保管場所としてのオープンスペースを確保する必要がある。

8-2 復旧・復興を担う人材の不足・地域コミュニティの崩壊等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

【脆弱性評価】

① 道路啓開等の復旧・復興を担う人材の確保（都市整備課・道路・橋りょう課）

発災後には、直営による迅速かつ柔軟な対応を行うとともに、災害協定締結企業等とも連携して対処する必要がある。また、発災後の迅速な道路啓開に向けた体制を構築する必要がある。

② 災害ボランティアの受入体制の整備（総務課）

災害ボランティアが有機的に活動できるよう、すみだボランティアセンター（墨田区社会福祉協議会）と連携し、支援体制を組んでいく必要がある。

③ 地域コミュニティの構築・推進（地域活動推進課）

災害時には、ライフラインの停止、避難所での不慣れな生活、さらにはそれらの長期化など様々な混乱が生じるおそれがある中で、住民同士の協力に基づき、災害応急対策活動等がスムーズに機能し、少しでも落ち着いた生活を送ることができるよう、日頃から町会・自治会などの地域コミュニティを基盤とした住民同士のつながりの強化を図る必要がある。

【強靱化の推進方針】**① 災害廃棄物の処理方法・体制の整備（すみだ清掃事務所）**

生活環境の保全と公衆衛生の確保を行い、早期の復旧・復興に資するため策定した災害廃棄物処理計画に基づいて計画的かつ適正な災害廃棄物処理を行えるよう庁内の体制を整えるとともに、必要なマニュアル等を作成する。また、災害廃棄物処理に当たっての協力が欠かせない東京都や東京二十三区清掃一部事務組合、事業者等との連携を図る。

② オープンスペースの確保（都市整備課・公園課）

公園や河川敷などのオープンスペースを災害廃棄物の一時保管場所として活用する。

【強靱化の推進方針】**① 道路啓開等の復旧・復興を担う人材の確保（都市整備課・道路・橋りょう課）**

発災後の道路啓開等を担う技能労務職員等の確保と育成を行うとともに、災害協定締結企業等との役割分担や連絡体制等を明確にする。

② 災害ボランティアの受入体制の整備（総務課）

すみだボランティアセンター（墨田区社会福祉協議会）と、災害訓練等を通じて、それぞれの役割を認識し、円滑に対応できるように協力体制（災害ボランティアの受入体制）を構築する。

③ 地域コミュニティの構築・推進（地域活動推進課）

地域力向上のため、町会・自治会活性化支援や加入促進などに取り組み、多世代交流の機会やコミュニティの充実を図る。また、区と町会・自治会とで確実な情報共有がなされるよう、連携体制の強化を進める。

8-3 基幹インフラの損壊・仮設住宅の整備遅延等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

【脆弱性評価】

① 物資輸送経路の確保（都市整備課）

基幹インフラとなる緊急輸送道路の損傷等により、陸上の物資輸送経路が確保できなくなるおそれがあるため、その後の輸送経路を確保する必要がある。

② 橋梁の架替えや修繕（道路・橋りょう課）

橋梁倒壊による交通ネットワークやライフラインの分断を防ぐ必要がある。

③ 応急仮設住宅の建設（住宅課・密集市街地整備推進課）

災害時、東京都が災害救助法に基づく応急仮設住宅の建設を実施するに当たり、建設用地の確保、必要戸数の報告、入居に関する手続等を行う必要がある。

④ 災害時における民間賃貸住宅の被災者への提供（住宅課）

災害時、借上型応急仮設住宅を供給するため、東京都や関係機関等との連携を図る必要がある。

⑤ 仮設便所の整備推進（都市計画課・防災課）

上下水道の破損等により、トイレが使用できなくなる場合を想定して、仮設便所の整備を図る必要がある。

⑥ り災証明書の迅速な発行（窓口課）

被災した区民の生活を速やかに支援するため、浸水被害等を被った家屋について、り災証明書を迅速かつ的確に発行する必要がある。

【強靱化の推進方針】

① 物資輸送経路の確保（都市整備課）

陸上の輸送経路が確保できないことに備えるため、防災船着場の機能を常に維持し、水上の物資輸送経路を確保する。

② 橋梁の架替えや修繕（道路・橋りょう課）

橋梁の点検を定期的を実施する。また、点検結果に基づき、計画的に橋梁の架替えや修繕を進める。

③ 応急仮設住宅の建設（住宅課・密集市街地整備推進課）

災害時、東京都が災害救助法に基づく応急仮設住宅の建設を実施するに当たり、迅速に、建設用地の確保、必要戸数の報告、入居に関する手続等を進める。

④ 災害時における民間賃貸住宅の被災者への提供（住宅課）

災害時、借上型応急仮設住宅を供給するため、東京都や関係機関等と連携を図り、迅速に、民間賃貸住宅の借上げ、入居に関する手続等を進める。

⑤ 仮設便所の整備推進（都市計画課・防災課）

公共施設や中高層集合住宅、工場等の大規模事業地において、仮設便所用マンホールの整備及び仮設便所洗浄用雨水貯留槽の整備を推進する。

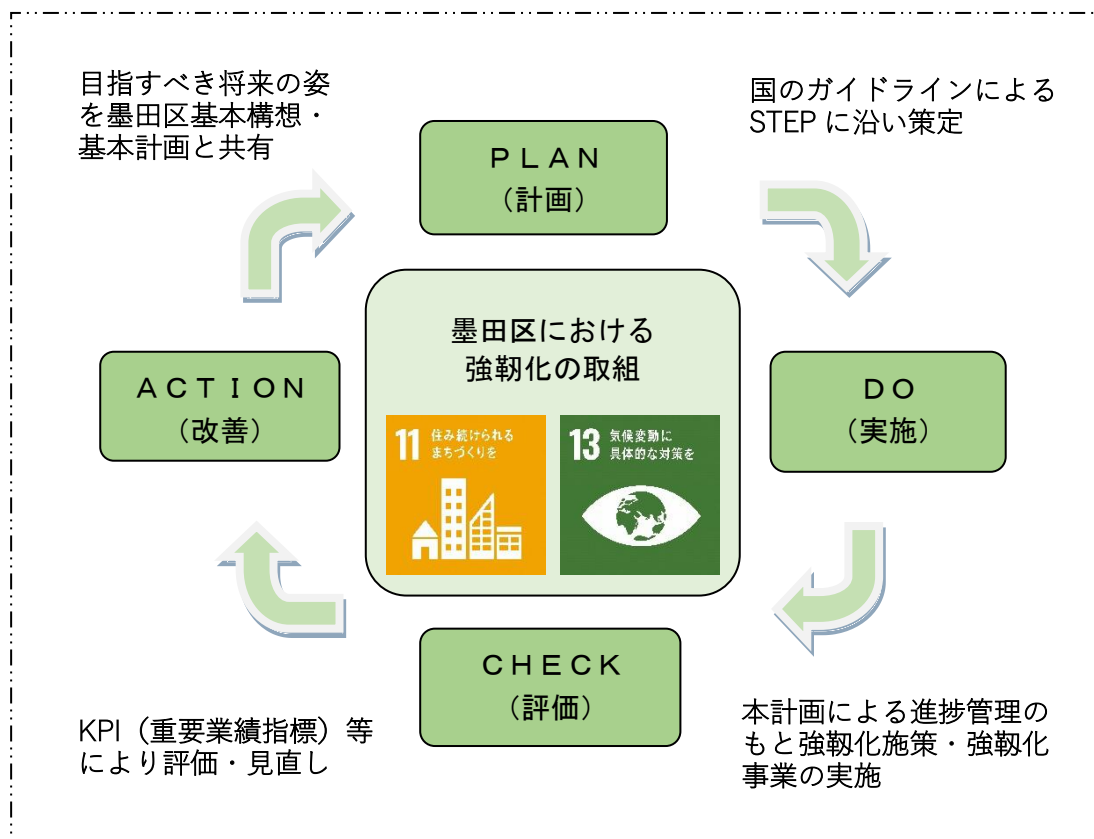
⑥ り災証明書の迅速な発行（窓口課）

り災証明書発行業務を迅速かつ的確に行うため、業務を継続できる体制整備に努める。また、被災者情報を一元的に管理する被災者生活再建支援システムの活用を推進する。

第5章 強靱化の推進と進捗管理

1. 計画の推進

本計画について、強靱化を推進する上での重要性や国の交付金等の有無などから、別途、強靱化事業を別冊に取りまとめ、KPI（重要業績指標）等による進捗管理を通して、推進していくものとします。また、本計画は、SDGs が掲げる持続可能な開発目標の No.11、13 の達成に貢献し、持続可能な社会の実現を目指すものとします。



2. 計画の見直し

本計画については、計画期間を定めないこととしますが、本区を取り巻く社会情勢の変化や国・東京都の国土強靱化施策の推進状況等を考慮し、必要に応じて見直すものとします。

墨田区国土強靱化地域計画

— 「強さ」と「しなやかさ」を兼ね備えた防災まちづくりに向けて —

令和8年3月

発 行 墨田区都市計画部危機管理担当防災課
〒130-8640 東京都墨田区吾妻橋一丁目 23 番 20 号
TEL： 03-5608-6206 FAX： 03-5608-6425
E-MAIL： BOUSAI@city.sumida.lg.jp